

株 式 取 扱 規 程

施行	昭和 42 年 4 月 1 日
改正	昭和 54 年 12 月 3 日
”	昭和 57 年 9 月 28 日
”	平成 4 年 1 月 30 日
”	平成 6 年 8 月 1 日
”	平成 6 年 10 月 1 日
”	平成 11 年 10 月 1 日
”	平成 12 年 6 月 23 日
”	平成 13 年 12 月 26 日
”	平成 15 年 4 月 1 日
”	平成 16 年 1 月 30 日
”	平成 17 年 10 月 1 日
”	平成 18 年 6 月 21 日
”	平成 21 年 1 月 5 日
”	2023 1 月 27 日

第1章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 当会社定款の規定に定める株式及び新株予約権に関する取扱は本規程の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)ならびに口座管理機関である証券会社及び信託銀行(以下「証券会社等」という。)の定めるところによる。
2. 当会社及び当会社が指定した信託銀行の間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取り扱い及び手数料は、この規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。

- (1)株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
- (2)同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(請求または届出の手續)

- 第 3 条 本規程による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする、但し、当該請求または届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合ならびに第23条第1項に定める場合は、この限りではない。
2. 本規程による請求または届出について、代理人により行うときは、代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出しなければならない。
3. 当会社は、第1項の請求または届出が証券会社等及び機構もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
4. 当会社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
5. 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項

の請求または届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載または記録等

(株主名簿への記載または記録)

第4条 当社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行う。

2. 当社は、株主名簿に記載または記録される者(以下「株主等」という。)の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。
3. 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

(株主名簿に使用する文字等)

第5条 当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載または記録等)

第6条 新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2. 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸 届

(株主等の住所及び氏名または名称の届出)

第7条 株主等は、住所及び氏名または名称を当会社に届出なければならない。

2. 前項の届出または変更は、証券会社等及び機構を経由して届出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法人の代表者の届出)

第8条 株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名及び氏名を届出なければならない。

2. 前項の届出または変更は、証券会社等及び機構を経由して届出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(共有株式の代表者の届出)

第9条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所及び氏名または名称を届出なければならない。

2. 前項の届出または変更は、証券会社等及び機構を経由して届出なければならない。

い。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(外国居住株主等の通知を受くべき場所の届出)

- 第 10 条 外国に在住する株主等であって、日本国内に住所または居所を有しない者は、日本国内に住所もしくは居所を有する常任代理人を定め、通知を受くべき場所を定めて届出なければならない。
2. 常任代理人は、第7条第1項の株主等に含まれるものとする。
 3. 第1項の届出または変更は、証券会社等及び機構を経由して届出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(法定代理人)

- 第 11 条 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所、氏名または名称を届出なければならない。
2. 前項の届出、変更または解除は、証券会社等及び機構を経由して届出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。

(その他の届出)

- 第 12 条 第7条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出する場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、もしくは証券会社等を経由して届出のものとする。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りではない。
2. 証券会社等で受理または取次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届出のものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

- 第 13 条 当社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項及びその届出方法については第7条から前条までの規定を準用する。但し、第6条第2項による別途の定めが無い限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第4章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

- 第 14 条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。
2. 前項の場合において、単元未満株式の買取りを請求する者は、買取価格を指定することができない。

(買取価格の決定)

- 第 15 条 単元未満株式の買取請求がなされた場合の買取価格は、請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格に相当する額に買取請求のなされた株式の数を乗じて得た額とす

る。

2. 買取請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日において、東京証券取引所の開設する市場において最終の価格(売買取引)がないときは、東京証券取引所の開設する市場において、その後最初になされた売買取引の成立価格に相当する額に買取請求のなされた株式の数を乗じて得た額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払方法)

第 16 条 单元未満株式の買取請求があったときの買取代金は、当社が別途定めた場合を除き、買取価格が決定し、かつ買取請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日から4営業日目に单元未満株式の買取りを請求した者に支払う。

2. 前項の規定にかかわらず、買取価格が剰余金の配当(中間配当を含む。)、株式分割等の権利付価格であるときは、そのための基準日まで、権利落価格であるときは、基準日の翌営業日以降に支払うものとする。
3. 当社は買取代金の支払いに要した送金手数料の実費を買取代金から差引いて支払うことができる。

(買取株式の移転の時期)

第 17 条 買取請求のあった单元未満株式の権利は、当社が前条に定める買取代金につき支払いのための手続を完了したときに、当社の口座に振返られるものとする。

第5章 单元未満株式の売渡し

(買増請求の方法)

第 18 条 单元未満株式の売渡しを請求(以下「買増請求」という。)するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第 19 条 当社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、買増請求の受付を停止するものとする。

(1)10月31日

(2)その他の株主確定日

2. 前項のほか、当社または機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

(買増請求の制限)

第 20 条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、買増請求の効力は生じないものとする。

(買増価格の決定)

第 21 条 単元未満株式の買増請求がなされた場合の買増価格は、買増請求が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到着した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、その日に同市場において売買取引がないときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

(買増株式の移転の時期)

第 22 条 買増請求を受けた単元未満株式は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振込まれたことを確認した日に買増請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

(書面交付請求および異議申述)

第 23 条

会社法第 325 条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という。)および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

第6章 少数株主権等の行使方法

(少数株主権等の行使方法)

第 24 条 社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知(振替法第154条第3項に定める通知をいう。)に係る受付票を添付して行うものとする。但し、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

2. 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項及び第5項を適用するものとする。

第7章 手 数 料

(手数料)

第 25 条 当会社の株式の取扱いに関する手数料は無料とする。

2. 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

【補足説明】

第 23 条

(1) 株主は会社に対して株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求(以下、「書面交付請求」という。)することができる(会社法第 325 条の5第 1 項)。また、書面交付請求の日(書面交付請求をした株主が後述の異議を述べたときは、当該異

議を述べた日)から1年を経過したときは、会社は書面交付請求した株主に対し、書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には1か月を下らない期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる(同条第4項)。なお、書面交付請求は振替法第147条第4項に規定された少数株主権等には該当しないため、個別株主通知の申し出を要しない。

- (2) 書面交付請求および異議申述の方法はいずれも会社法上特段定められていないところ、書面交付請求および異議申述がされたかどうか明確にするため、請求方法を書面に限定するものである。
- (3) 書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合の請求方法は、証券会社等および機構の定めるところによる。
- (4) 株主が会社(株主名簿管理人)に電話等で書面交付請求を行う旨を通知した場合、株主の登録住所宛に会社所定の書面交付請求書を送付し、当該請求書が会社(株主名簿管理人)に提出されることをもって行う。この場合、当該請求書が会社(株主名簿管理人)に到着した時に書面交付請求の効力が発生したこととなる。なお、株主が会社所定の書面交付請求書以外の書面を用いて請求する場合は、株主本人確認書類の提出を要する。
- (5) 会社が異議申述の催告を行うときは、催告に際して会社所定の催告書と併せ異議申述書を対象株主に送付することも考えられる。

附 則

1. 本規程の変更は、取締役会決議によるものとする。